

令和2年8月 北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書

新旧対照表 (関係部分のみ抜粋)

別紙

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書」の制定について</p> <p>平成 31 年 3 月 27 日付け 30 北治第 750 号 北海道森林管理局長より各森林管理署長あて <u>〔最終改正〕 令和 2 年 7 月 27 日 2 北治第 194 号</u></p> <p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書」について制定したのでこれにより実施されたい。</p> <p>なお、「北海道森林管理局 林道測量・設計業務特別仕様書」（平成 22 年 3 月 20 日付け 21 北森二第 32 号）は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。</p> <p>第 1 章 総則 第 1 節 通則 第 1 条～第 5 条【略】 <u>第 6 条 エゾシカ狩猟期間中の安全対策</u> <u>業務中の安全確保に関しては森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書によるが、北海道が定めるエゾシカ狩猟期間中は、次のとおり安全対策について万全を期すこと。</u></p> <p><u>1 受注者は、当該国有林を管轄する森林管理（支）署（以下「森林管理（支）署」）が定める銃猟安全対策について業務着手前に確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、狩猟期間中、業務箇所から視認しやすい場所へ設計図書に記載している「発砲禁止」ののぼり（規格：のぼり 0.45×1.5m 以上、生地橙色、文字黒色、ポール伸縮 3 m 程度）を設置しなければならない。なお、現地状況を勘案し、のぼり本数の増減が必要な場合には監督職員と事前に協議しなければならない。</u></p> <p><u>3 受注者は、当初設計でのぼりの設置が計上されていない場合には、監督職員に必要な有無を確認しなければならない。</u></p>	<p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書」の制定について</p> <p>平成 31 年 3 月 27 日付け 30 北治第 750 号 北海道森林管理局長より各森林管理署長あて</p> <p>「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書」について制定したのでこれにより実施されたい。</p> <p>なお、「北海道森林管理局 林道測量・設計業務特別仕様書」（平成 22 年 3 月 20 日付け 21 北森二第 32 号）は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。</p> <p>第 1 章 総則 第 1 節 通則 第 1 条～第 5 条【略】 <u>【新設】</u></p>

改正後	現 行
<p><u>4 受注者が自主的にのぼりや標識等を設計以上に追加設置することは妨げない。</u></p> <p><u>5 受注者は、市町村から森林管理（支）署に対し、市町村が実施主体となって行う有害鳥獣捕獲について、業務箇所を含む周辺国有林において、土・日・祝日・年末年始での可猟要請がなされた場合は、事前に森林管理（支）署・市町村・工事受注者の三者により協定を締結し日時を限定して可猟とする場合があるので協議に応じなければならない。</u></p> <p><u>協定を締結したことにより履行期間の延長が必要となる場合には、国有林野事業業務請負契約約款第 23 条に基づき履行期間の延長変更を協議することができる。</u></p> <p><u>第 7 条 無人航空機の飛行</u></p> <p><u>受注者は、国有林内において無人航空機を飛行させる場合は、「無人航空機を飛行させる場合の入林届」を発注者に提出するとともに、以下の点に留意すること。</u></p> <p><u>1 航空法等の法令を遵守し、法令に基づく手続きは原則として受注者が行う。特に森林内では障害物が多く、常時監視ができないことも想定されることから、飛行方法等によっては航空法に基づく許可等手続きが必要となる場合があるので留意する。</u></p> <p><u>2 無人航空機による事故を起こし、又は無人航空機を紛失した場合は、速やかに発注者へ報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 無人航空機の回収は、受注者の責任において行うこと。</u></p> <p><u>4 発注者、一般の入林者や他の国有林野事業の受注者への危害又は迷惑行為を行わない。また、必要に応じて一般の入林者や他の国有林野事業の受注者等と調整を図る。</u></p> <p>第<u>8</u>条～第<u>12</u>条</p>	<p><u>【新設】</u></p> <p>第<u>6</u>条～第<u>10</u>条</p>

改正後	現行
<p>第2章 治山</p> <p>第1節 通則</p> <p>第13条 基本事項【略】</p> <p>第14条 治山ダム土工</p> <p><u>治山ダムに係る土工の設計は、下記によるものとする。</u></p> <p><u>1 治山ダムの設計図には埋戻し線を明示することとし、数量計算書において埋戻しに必要な土量を計上しなければならない。</u></p> <p><u>2 治山ダム上流側の埋戻し高は、施工地上流の溪床状況や残土量を考慮して、0.5m刻みを標準とする。</u></p> <p><u>3 施工地が狭い等の理由により、床掘土を一時的に運搬する必要がある場合は、運搬距離と数量を適切に計上する。</u></p> <p>第15条 調査記録写真【略】</p> <p>第2節 設計図</p> <p>第16条 表題【略】</p> <p>第3章 林道</p> <p>第1節～第4節</p> <p>第17条～第53条【略】</p>	<p>第2章 治山</p> <p>第1節 通則</p> <p>第11条 基本事項【略】</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>第12条 調査記録写真【略】</p> <p>第2節 設計図</p> <p>第13条 表題【略】</p> <p>第3章 林道</p> <p>第1節～第4節</p> <p>第14条～第50条【略】</p>

附 則 この通知は、令和2年8月1日から施行する。